

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年2月2日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市総務局行政部総務課文書係（TEL 011-211-3265）
Eメール somu.syuhai@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 メール便配達業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 仕様書により別途指定する場所
- (5) 入札方法 各区分の予定数量に単価を乗じたものの合計の総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第二位以下を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。

（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等を

いう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 貨物自動車運送事業法第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者又は同法第36条の貨物軽自動車運送事業の届出をした者であること。なお、貨物軽自動車運送事業の届出をもって参加申込をする者は、直近5か年の間に1年度以上同種同規模の契約実績を有すること(民間実績を含む。)

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ。
入札説明書は、札幌市公式ホームページ上に掲載。

(2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付及び札幌市公式ホームページ上に掲載。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/mailbin-2026.html>

(3) 入札書の受領期限 令和8年2月25日(水)16時00分(送付の場合は必着のこと。)

(4) 開札の日時及び場所 令和8年2月26日(木)10時30分 札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室

(5) 入札書の提出方法 入札説明書による。

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算

して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (4) 入札に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、「競争入札参加資格認定通知書」に加え、「一般貨物自動車運送事業の許可を取得していることを証明するものの写し」又は「貨物軽自動車運送事業の届出をしていることを証明するものの写し」を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。貨物軽自動車運送事業の届出をもって参加を希望する者は、令和8年2月2日（月）から遡った過去5年間において、一年度以上同種・同規模の契約を適正に履行した実績を証明する資料（同種同規模の業務であることがわかるもので、それが適正に履行されたことが分かる契約書、仕様書等の主要部分の写し、完了届の写し等）を併せて提出すること。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。